

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022(令和4)年6月13日

尼崎市長 殿

提出者



住所 兵庫県尼崎市南塚口町4-2-37

氏名 利昌工業株式会社 尼崎工場 工場長 山本 晃

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6429-5645

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	利昌工業株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	尼崎市南塚口町4-2-37
計画期間	2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1699 その他の化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 619,309万円 (令和3年度実績)
③従業員数	241名 (2022年6月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・引火性廃油：収集運搬→混練→燃料化・セメント原料 ・引火性廃油：収集運搬→焼却 (残渣はセメント原料)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添「管理体制図」のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
排出量	325 t
(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶剤回収と再利用の推進強化</li> <li>・容器変更による溶剤使用量削減</li> <li>・ワニス製造時の溶剤を水溶媒に変更する取組</li> </ul>	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
排出量	49 t
(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶剤回収と再利用の推進強化</li> <li>・容器変更による溶剤使用量削減</li> <li>・ワニス製造時の溶剤を水溶媒に変更する取組</li> </ul>	

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油…ドラム缶で分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油…さらに種類別にドラム缶で分別する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(これまでに実施した取組) 該当なし	
<b>【目標】</b>	
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組) 該当なし	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし	
<b>【目標】</b>	
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし	

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 特になし		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	325 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	325 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) ・ 優良認定業者、再生利用業者への委託推進		

## (第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	49 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	49 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
電子情報処理組織の使 用に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・新規に処理業者の情報を得て、優良認定処理業者、再生利用業者への委託を増やす。		
	【前年度（令和3年度実績】		
電子情報処理組織の使 用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	325	t
	(今後実施する予定の取組) 平成31年度に電子マニフェストに加入し、運用済		
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制

尼崎環境管理責任者 尼崎工場長

廃棄物担当 廃棄物チーム チームリーダー: 業務課 課長

役割

- |         |   |
|---------|---|
| 全社環境委員会 | ○廃棄物処理方針の策定<br>○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃<br>○工場の廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認<br>○尼崎工場の廃棄物処理に関する検討<br>廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。   |
| 尼崎環境委員会 | ・委員長—尼崎工場長 ・委員—各部署 部課係長<br>・事務局—尼崎ISO事務局  |
| 廃棄物チーム  | ○廃棄物処理計画の作成<br>○廃棄物管理・削減状況の把握と再資源化策の検討、実施、確認<br>○収集運搬業者、処分業者の調査、選定及び管理<br>○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置<br>○関連法規制等の整備、特定施設の運転管理強化、規制値に対する測定結果の評価と改善活動の実施<br>○社員、関連会社に対する教育・啓発<br>○その他関係する事項 |

(管理体制図)

